

## 平成26年度 第1回 滋賀労働局 公共調達監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成26年11月18日(火) 滋賀労働局 御幸庁舎 第一会議室
委員(敬称略)	委員長 土井 裕明 弁護士 委員 梅山 克啓 公認会計士 委員 二宮 健史郎 滋賀大学経済学部教授
審査対象期間	平成25年7月1日から平成26年3月31日の期間における契約締結分
抽出案件	6件 公共工事 (競争入札) : 0件 公共工事 (随意契約) : 0件 物品・役務等 (競争入札) : 6件 (下記1~6) 物品・役務等 (随意契約) : 0件
審議案件	6件
報告案件	0件 ※「報告案件」とは、滋賀労働局公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたもの。
委員からの意見・質問に対する回答等	下記のとおり
特記事項	公共調達監視委員会設置要綱の改正について説明し承認を得た。

1. 平成25年度定期健康診断等業務委託	
意見・質問	回答
本件は1者入札となっているが、入札参加資格を県内に限定しているなどの理由があるのか。	入札の参加資格については、地域の制約を設けておらず、県内の業者に限定しているわけではない。
過去の委員会で滋賀労働局の発注単価では利益が出ないので、新規業者が参入しづらいのではという説明を受けたことがある。	仰るとおり。ただし平成26年度の同内容の調達では2者の応札があった。
2. フルカラー印刷機購入・保守 5. フルカラー印刷機の購入及び保守	
意見・質問	回答
2号案件5号案件とも同じ3社が応札し、入札順位が2回とも同じ。また入札内訳書を見ると、同じ項目(たとえば消耗品代)で同一の金額で応札しているものがある。不自然ではないか。	本調達については仕様を満たす機種は限られており、当該機種を取り扱っている業者は限られているため応札業者が似通ってくるのはやむを得ない。 応札業者同士で入札内訳書の金額が同額である理由はわからないが、元々値段の振れ幅が狭い商品ではないかと考える。
入札内訳書と予定価格調書を比べると、同額のものもある。	同額である理由はわからない。

2号案件については、落札業者と不落札になった業者との差は保守料金の差のみである。	2号案件の落札業者の保守料金はゼロであるが、本調達の中に保守契約も含まれているので、仕様を満たす保守は当然実施してもらった。
業者間で順番に落札者を相談しているようなことがあれば問題である。事務機器の調達については継続して注意していく必要がある。今後、過去の調達についての資料を求めることがあるかもしれないが、提出は可能か。	過去の資料についても提出は可能である。
3. 彦根公共職業安定所ほか3か所における電話交換機及び電話機の更新	
意見・質問	回答
意見・質問なし。	
4. 滋賀労働局各施設における非常用備品の購入	
意見・質問	回答
これら非常用備品については、全て職員に対するものか。災害時に地域の被災者を含めての購入か。	本件購入物品については、当局に所属する職員、非常勤職員に係るものである。本省で「防災業務計画」が策定されておりそれに基づいて非常時のカンパン、水、ヘルメットなどを購入したものである。
1者応札となっているが、非常用備品を扱う業者は少ないのか？	入札説明書を交付した業者は3者であったが、当局が仕様書で示す物品の取扱いがなく、同等品も当局の仕様を満たさなかったため応札が1者となった。
非常用物品は、何事もなければ数年後には期限切れとなる。カンパンや水など期限切れ直前にフードバンクのようなところに寄付することなどを考えてもいいのではないか。	現時点では、保存年限が経過した食料品は廃棄処分と考えている。
6. 滋賀労働局・各監督署におけるパソコン設定作業	
意見・質問	回答
OSのセットアップ、アプリケーションのインストール作業ということであるが、これらは業者に依頼せずとも職員自ら作業可能なのではないか。また、本件についても1者応札となっているがその考えられる理由は？	本件はWindowsXPからのバージョンアップであったが、バージョンアップするパソコンについてはネットワークにつながっていることからその設定などを含めた作業が必要であったため、業者に依頼することとなった。 調達時期が3月であり、同様の作業が集中した時期でもあり応札業者が1者のみとなったものである。